

# 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ 徴収猶予の「特例制度」

をご利用ください。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などに係る収入に相当の減少があった方は、地方税の徴収の猶予を受けることができます。（納期限から、最大1年間）
- 担保の提供は不要で、延滞金等もかかりません。

## 対象となる方

次の①②の両方に該当する納税者（特別徴収義務者を含む）。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、事業等（給与等を含む）に係る収入が、前年同期（前年と同じ月）に比べて、概ね20%以上減少していること。
- ② 現在、地方税の納入を行うことが困難であること。

（注）「地方税の納入が困難」の判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

## 対象となる税目

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期が到来する以下の税金。納税通知書が届いてから、申請を受け付けます。

- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・個人町県民税
- ・国民健康保険税
- ・法人町民税 など

## 申請手続き・相談等

申請相談の予約を受け付けています。電話でお問合せください。  
予約なしでお越しの場合、お待ちいただくことがあります。

- ・収入や預金の状況がわかる資料（現金出納簿・預金通帳等の写し）を提出していただきます。提出が難しい場合はご相談ください。（裏面Q&A 5参照）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申請も受け付けます。
- ・関係法令の施行日から2ヶ月後（令和2年6月30日）、又は、納期限のいずれか遅い日までに申請してください。
- ・既に納期限が過ぎている未納の地方税についても、遡ってこの特例を利用できます。
- ・猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて、計画的に納付していただくことも可能です。

**予約・問合せ**  
**河津町 町民生活課 徴収係**

**受付時間：平日 8:15～17:00**

**電話：0558-34-1928**